株式会社　ＡＣＳ熊本

ホームインスペクション業務委任契約約款

**（責務）**

第１条　委託者（以下「甲」という。）及び株式会社ACS熊本（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守し、この約款（業務依頼書及び受諾書を含む。以下同じ。）に定められた事項を内容とする委任契約（以下「この契約」という。）を履行する。

２ 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、受諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）ま

でに行わなければならない。

３ 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

４ 甲は、受諾書に定められた額の調査料等を、第３条に定める納入期日までに納めなければならない。

５ 甲は、この契約に定めのある場合、または乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、受諾書に定

められた業務の対象の建築物、建築設備、または工作物（以下「対象建築物等」という。）の正確な資料又は情報を遅滞

なく乙に提供しなければならない。

６ 甲は、乙が本業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検

査を行うことができるよう協力しなければならない。

**（業務期日）**

第２条 乙の業務期日は、受諾書に定める期日とする。

２ 乙は、甲が前条第５項から第６項までに定める責務を怠った時、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期

日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができ

る。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

**（納入期日）**

第３条 甲は、調査料を業務受諾時から業務終了までの間に納入しなければならない。

２ 前項の調査料金の納入方法は、銀行振り込みとし振込手数料は、乙が負担するものとする。

**（甲の解除権）**

第４条　甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（1）乙が、正当な理由なく、第1条第1項から第3項に掲げる業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。

（2）乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

２ 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通

知してこの契約を解除することができる。

３ 第１項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また甲

は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

４ 第１項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

５ 第２項の契約解除の場合、乙は、調査料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該調査料がいまだ支

払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

６ 第２項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

**（乙の解除権）**

第５条　乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（1）甲が、正当な理由なく、第３条に掲げる支払期日までに支払わない場合。

（2）甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

２ 前項の契約解除の場合、乙は、調査料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該調査料がいまだ支払

われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害につい

て、その賠償の責めに任じないものとする。

３ 第１項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

**（損害賠償）**

第６条　甲または乙が本契約に違反したことにより損害が生じた場合には、相手方に対してその損害を賠償するものとする。

２　前項の規定に拘わらず、乙は、調査対象物の瑕疵に起因した損害については、その責めを負わないものとする。但し、

乙に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでない。

３　乙が負う損害賠償額は、本業務で乙が得た報酬額の10倍の額を上限とする。

**（個人情報の取り扱い）**

第７条　甲は、乙が本契約の目的の範囲内で取り扱う個人情報及び個人データを、本業務の関係者に提供することについて、あらかじめ同意する。また乙は提出された個人情報及び個人データを当社個人情報保護規程に基づき適切に管理し、本契約以外に使用しない。

**（反社会的勢力の排除）**

第８条　甲及び乙は、相手側の役員若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団関係企業またはこれらの関係者である場合には、催告を要しないで本契約を解除することができる。但し、故意によるものでなく、当該関係を速やかに解消したときはこの限りでない。

**（信義誠実の原則）**

第９条　本契約に定めのない事項については、甲乙両者とも信義誠実の原則に従い協議の上解決するものとする。

制定 平成２８年７月１日